

議第 1 号

下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工 事 名 下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）
2. 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
3. 契約金額 変更前 684,720,000 円
 変更後 703,628,640 円
4. 契約の相手方 岐阜県下呂市萩原町跡津 439 番地 1
 日産工業株式会社
 代表取締役社長 島 秀太郎

平成 31 年 2 月 5 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 54 号）第 2 条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負」に該当するため。

変更内容説明資料

1. 仕様書番号 教工第 50 号

2. 工 事 名 下呂市北部学校給食センター改築工事（建築）

3. 契約金額	変更前	684,720,000 円
	変更後	703,628,640 円
	増 額	18,908,640 円

4. 変更理由・内容

地盤改良工事において、試掘を行ったところ転石やコンクリート塊の発生と基礎となる地盤が掘り返された形跡があるなど、支持力が得られない事が判明した。このため地盤改良を施工する範囲や深度について、再度検討を行い改良工事(固化剤、コンクリート工事、残土処理)に係るところが増額となった。

また、各種工事において、金属工事では、機械器具点検管理のためにピット内点検口の追加と内装工事では、塗装仕上げから、調理業務の作業性に優れた防滑用シート貼りに変更する。